

この書面では、新・海外旅行保険【off!】をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください
いただきたい事項

◆平成27年10月1日以降に保険期間が開始するご契約より、**保険料**の改定を行っています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款**・**特約**によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載
しています。

（注）「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」はご契約後、保険
契約証とともにお届けします。
ご契約時に契約画面の「保険契約証の発行を希望しない」を選択された方には送付い
たしませんので、必要に応じてスマートフォン版マイページ上でご確認ください。

 このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

用語のご説明

「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」にも「用語のご説明」が記載
されていますので、ご確認ください。

 **医学的他覚所見、テロ行為、特定の感染症 など**

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
被保険者	保険の対象となる方のことをいいます。

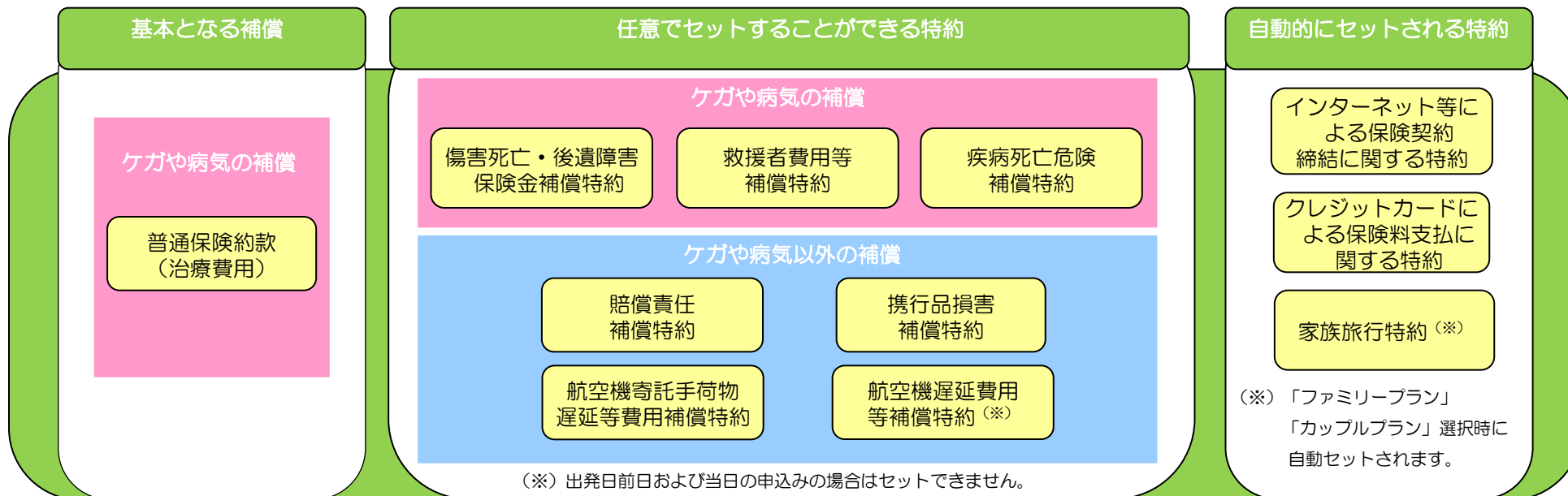
【その他】

用語	ご説明
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパン日本興亜に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

(1) 商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み 契約概要

この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。基本となる補償、任意でセットすることができる特約、自動的にセットされる特約は次のとおりです。



②被保険者の範囲 契約概要

ご契約プラン	被保険者の範囲
個人プラン	契約画面の被保険者欄に入力された方
ファミリープラン、カップルプラン (家族単位の旅行で、全員の旅行行程が同じ場合、同行される家族全員を1保険契約証で引き受けすることができます。家族旅行特約がセットされます。)	<ul style="list-style-type: none"> ●契約画面の本人欄に入力された方 ●本人と一緒に旅行される以下の方のうち、契約画面のご家族欄に入力された方 <ol style="list-style-type: none"> ①本人の配偶者 (旅行後に婚姻届出を予定されている方を含みます。) ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

ただし、賠償責任補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合は、その親権者等を被保険者とします。

(2) 基本となる補償

契約概要

基本となる補償は、次のとおりです。
補償内容の詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
治療費用	<p>以下の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が治療のため現実に支出した金額^(※1)のうち社会通念上妥当な額をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎりです。なお、ケガまたは病気の事由の発生1回につき、治療費用保険金額を限度とします。</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気^(※2)または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限りかぎりです。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1) カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※2) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。</p>

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
治療費用	<ul style="list-style-type: none">●故意または重大な過失●自殺行為、犯罪行為または闘争行為●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転(ケガの場合)●妊娠、出産、早産または流産●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故(ケガの場合)●歯科疾病 <p>など</p>

(4) 主な特約の概要

契約概要

主な特約の概要は、次のとおりです。

下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡・後遺障害保険金補償特約	<p><傷害死亡保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p><後遺障害保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p>
疾病死亡保険金危険補償特約	<p>以下の①~③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎりです。</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>
救援者費用等補償特約	<p>以下の①~⑦等のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額のうち社会通念上妥当な額をお支払いします。 なお、保険期間を通じ救援者費用等保険金額を限度とします。</p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、または流産に起因する疾病、歯科疾病は含まれません。）により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりです。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合</p> <p>⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎりです。</p> <p>など</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任補償特約	責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および訴訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。
携行品損害補償特約	責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合に、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。 (注)携行品の対象となるものや損害額の算出方法については、特約をご確認ください。
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約	航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入等した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を、1回の事故につき10万円を限度としてお支払いします。 (注)手荷物が被保険者のもとに到着した時に降に購入等した費用は除きます。
航空機遅延費用等補償特約	<p>以下の①または②のいずれかに該当し、それぞれの地で現実に支出した費用（社会通念上妥当な額とします。）を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき2万円を限度としてお支払いします。</p> <p>①出発地（着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。）において、搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>②乗継地において、搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p>

家族旅行特約をセットされる場合（ファミリープラン、カップルプランの場合）の注意点

- 一部補償内容が異なりますので、「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」等をご確認ください。
- 携行品損害、救援者費用、賠償責任、航空機寄託手荷物遅延等費用については、本人および本人と一緒に旅行されるご家族のうち、契約画面に入力された方全員で一つの保険金額を共有します。

(5) 補償重複について 注意喚起情報

補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

(※) 新・海外旅行保険【off!】以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	新・海外旅行保険【off!】の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	新・海外旅行保険【off!】の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

(6) 引受条件と保険金額の設定 契約概要

ご契約いただくにあたって、次の点にご確認ください。

①ご契約者は次のすべての条件を満たされている方となります。

- お申込時点で日本国内に在住されている方
- 日本国内からアクセスしている方
- 個人の方(企業等の組織名ではご加入いただけません。)
- クレジットカードを保有している方(クレジットカード会員本人とし、法人カード・家族カードは不可となります。)

②被保険者は、お申込み時点で日本国内に在住されている方となります。海外に永住されている方やお申込み時点で日本国外に永住権または市民権をもって居住されている方、帰国予定のない方は、この保険の対象とはなりません。また、お申込み時点で被保険者がすでに日本から出国されている場合は、この保険の対象とはなりません。

③ご契約いただく保険金額の設定にあたっては、次の点にご確認ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、契約画面でご確認ください。

- ご契約金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- 被保険者が満15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なる場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は他の保険契約等と通算してそれぞれ1,000万円が上限となります。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

■保険期間 : 92日以内で旅行行程に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、契約画面の旅行期間欄でご確認ください。

■補償の開始 : 保険期間の初日の午前0時。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。)

■補償の終了 : 保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

 このマークに記載の項目は「ポケットガイド(新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集)」に記載されています。

(8) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、旅行先等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約画面でご確認ください。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約者本人名義のクレジットカードによる払込みのみとなります(法人カード・家族カードはご利用いただけません。)

保険契約成立後、保険料はクレジットカード会社の会員規約に基づき所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。お支払い方法は、1回払のみとなります。

<現在ご利用いただけるクレジットカード>

UC・JCB・OMC・セディナ・クレディセゾン・VISA・MASTER・DC・JACCS・NICOS・UFJ・イオン・ダイナスクラブ・オリコ・アメックス・アプラス・楽天KC・東急カード

(9) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 (申込内容画面の入力上のご注意事項)

①申込内容画面のご入力にあたっての注意点

申込内容画面にご入力いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※) 危険に関する重要な事項のうち、申込内容画面の入力事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★旅行行程中に従事する危険な職業(※)の有無
- ★旅行行程中に行う危険なスポーツの有無
- ★次の①～③のうち、いずれか1つ以上への該当有無
 - ①現在、日本国外に在住している
 - ②現在、日本国外からアクセスしている
 - ③現在、すでに日本から出国している
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★他の保険契約等の加入状況

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

[青字の用語]については、P.①の 用語のご説明 をご参照ください。

(※) 危険な職業とは次のものをいいます。

建設・土木作業、建設用機械運転、営業用貨物自動車運転、産業用機械組み立て、坑内作業、自動車・自転車・モーターボート競争、格闘技、猛獣使い、航空機操縦または搭乗する職務、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

②保険契約の成立

申込内容を画面でご確認いただいた後、「申込」ボタンをクリックし、クレジットカードの有効性が確認され、契約成立の旨の画面表示を行った時点で契約は成立します。保険契約成立後、保険料が所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

③保険契約証について

保険契約証は、ご契約時に送付を希望された場合のみ、契約成立後にお申込人の住所へ郵送しますが、お申込みから出発日まで7日以内の場合は保険契約証の到着が出発後になることがあります。旅行に際しては、(1)「保険契約証」(2)「画面上に表示される契約確認書を印刷したもの」のいずれかを必ず携帯してください。

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年以下（最長92日）のみとなるため、クーリングオフの対象外となります。

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

- ①責任期間中に危険な職業に従事されることになった場合
危険な職業（P.⑤と同様です。）に従事されることになった場合、遅滞なく損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。
- ②住所または通知先を変更された場合
保険契約証記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ③保険期間を延長される場合、旅行先を変更される場合
責任期間中に、旅行行程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」や、「旅行先を変更（旅行先の追加等）される場合」は、次の要領でお手続きください。

■保険期間の延長を希望される場合

インターネット上の専用サイトもしくはお電話のいずれかの方法で損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

■旅行先を変更（旅行先の追加等）される場合

お電話で損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

<インターネット上の専用サイトによる手続きの手順>

ア. 損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<http://www.sjnk.co.jp/>) からマイページにログインしてください。

イ. マイページの契約照会画面より「延長手続きへ」ボタンをクリックし、所定の事項を入力してください。

(注) 保険期間が開始する前など、専用サイトをご利用いただけない場合がございます。その場合は、お電話で【off!】カスタマーセンターまでご連絡ください。

<電話による手続きの手順>

日本にいらっしゃるお客さまの代理の方より、次ページの「期間延長または旅行先変更に必要な連絡事項」を【off!】カスタマーセンターにご連絡ください。

* 【off!】カスタマーセンターは、「平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時」が受付時間となります。延長による追加保険料は保険期間終了前にお振り込みいただく必要があります。また、旅行先を変更される場合、ご連絡いただいた内容により追加保険料が必要となることがあります。日数に余裕をもってご連絡・お手続きください。

(注) 海外メディカルヘルプライン、海外ホットライン、海外クレームエージェントは、「期間延長」についてのお問い合わせは受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。



ご契約締結後にご注意いただきたいこと（通知義務等）



このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

[青字の用語]については、P.①の 用語のご説明 をご参照ください。

●期間延長または旅行先変更に必要な連絡事項●

- (1) 必ずご連絡いただく事項
 ①契約者名 ②契約証番号 ③被保険者本人の生年月日 ④【off!】加入時の電話番号
- (2) 該当する場合のみご連絡いただく事項
 ①ご希望の延長保険期間（ 年 月 日まで延長）
 ②保険期間を延長される理由
 ③変更するご旅行先（旅行先を追加される場合は「追加する国名」、旅行を中止する国がある場合は「中止する国名」をご連絡ください。）

- 延長保険期間は、保険期間の初日から通算して92日以内にかぎります。
- お電話で期間延長をご連絡いただいた場合の延長保険料は、お客さまの代理の方がお振り込みください。お手続きは保険料の払込みをもって完了となります。保険期間終了前にお手続きが完了しませんでしたと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。また保険料のお支払いは現金振込のみとなり、クレジットカードはお取扱いしておりません。

新・海外旅行保険【off!（オフ）】カスタマーセンター
 TEL：0120-666-756（国内のみ）
 <受付時間>
 平日：午前9時～午後8時
 土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）
 (注) 上記無料電話がご利用できない場合「03-5397-7266」
 ※電話料金はお客さま負担となります。

- ④通信トラブル等による責任について
 損保ジャパン日本興亜の責にやらない通信手段、端末障害等により、インターネットでの保険契約手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については取扱代理店ならびに損保ジャパン日本興亜は責任を負いません。

- ⑤その他
 お申込みできる期間は、ご旅行出発日45日前から出発日当日までとなります。

※ 金融機関のホームページを経由してこの画面をご覧いただいているお客さまへ
 保険契約の当事者は、保険会社とご契約者本人となります。したがって、保険契約を引き受け、保険金・解約返れい金等をお支払いするのは保険会社となります。取扱代理店が法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。なお、金融機関における保険募集の苦情・相談窓口および連絡先は、各金融機関のホームページ等でご確認ください。

(2) 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、インターネット上の専用サイトもしくはお電話で損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。

(3) 重大事由による解除

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。
- ④ 損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sink.co.jp/>）をご覧ください。

(4) 保険金をお支払いする事由が発生した場合

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合、ケガ・病気の場合は海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルのときは海外ホットラインまですみやかにご連絡ください（電話番号等は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載しています。）。
- 保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。



ケガ・病気になったとき、ケガ・病気以外のトラブルは（盗難・賠償事故など）、保険金ご請求の手続き

(5) ご契約内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、海外旅行行程中のケガや病気による治療や損害等を補償する保険です。ご契約にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申し込みください。

- 次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ①補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ②被保険者の範囲（個人プラン・ファミリープラン）
- ③保険金額
- ④保険期間（旅行行程に合わせてご設定ください。）
- ⑤保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと

保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合は、【off!】カスタマーセンターにお問い合わせください。

- 被保険者の『生年月日』・『性別』欄等について、画面で入力後、すべて正しい内容となっているかをご確認ください。



ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

SJNK15-50471 2016.1.6

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

- 商品やご契約内容の変更に関するお問い合わせ

出発前の「取消」手続き、出発後の「延長」「解約」手続きについてはインターネットサービス「マイページ」でお手続きいただけます。

【URL】<http://www.sjnk.co.jp/mypage/>

※ご契約内容によってはマイページでお手続きができない場合があります。その場合は、【off!（オフ）】カスタマーセンターまでご連絡ください。

【新・海外旅行保険【off!（オフ）】カスタマーセンター】
0120-666-756

<受付時間> 平日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時

（12月31日～1月3日は、お休みとさせていただきます。）

（注）上記無料電話がご利用できない場合「03-5397-7266」

※電話料金はお客さま負担となります。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ

をご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合

保険契約証とセットで郵送している「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）※」は、保険金のご請求手続きや損保ジャパン日本興亜の新・海外旅行保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。ケガ・病気の場合は、「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載の海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインにすみやかにご連絡ください。

※ご契約締結時に、保険契約証および「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」の送付を希望されなかった場合、ご契約締結時に印刷していただいた契約確認書等をご確認ください。



このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

【青字の用語】については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。